

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月18日
【計算期間】	第4期（自 2025年11月1日 至 2026年4月30日）
【発行者（受託者）名称】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 窪田 博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱UFJ信託銀行株式会社 フロンティア事業開発部 デジタルアセット事業室 室長 松岡 晋輔
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-3212-1211（大代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年7月31日提出の有価証券報告書の記載事項について、2026年4月24日付で実施された信託契約の変更前の内容に関する記載が誤って記載されていた等、一部の記載に訂正すべき事項があったことから、これらを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 信託財産の状況

5 投資リスク

(1) リスク要因

② 本受益権の取引方法に関するリスク

(ロ) STARTでの取引に関するリスク

③ 本受益権に関するリスク

(イ) 本受益権の譲渡方法が限定されることに関するリスク

第2 証券事務の概要

1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

② 本受益者の管理等

(イ) STARTにおける譲渡

③ 受益権原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

3 【訂正箇所】

下線部 _____ は訂正部分を示しております。

第1 信託財産の状況

5 投資リスク

(1) リスク要因

② 本受益権の取引方法に関するリスク

(ロ) STARTでの取引に関するリスク

<訂正前>

(ロ) STARTでの取引に関するリスク

(前略)

・信託の各計算期日の7営業日前の日から当該計算期日の2営業日前までの期間はSTARTにおける売買取引が停止されます。その他に、投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買が停止されることがあります。売買停止期間中には、投資家は売却機会又は購入機会を得られない可能性があります。

(後略)

<訂正後>

(ロ) STARTでの取引に関するリスク

(前略)

・投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買が停止されることがあります。売買停止期間中には、投資家は売却機会又は購入機会を得られない可能性があります。

(後略)

③ 本受益権に関するリスク

(イ) 本受益権の譲渡方法が限定されることに関するリスク

<訂正前>

(イ) 本受益権の譲渡方法が限定されることに関するリスク

・本受益権は、受託者の事前の承諾なくして譲渡することができず、その承諾は「Progmast ST」を介した譲渡のみによって行われるため、「Progmast ST」を介さずに譲渡することができません。受託者の事前承諾を得るためには、取扱金融商品取引業者に対する申請を通じ、「Progmast ST」において、受託者に対する本受益権の譲渡承諾依頼及び受益権原簿の名義書換請求を行う必要があります。これらの手続に沿った請求が行われない場合には、受託者による本受益権の譲渡の承諾は行われず、本受益権の譲渡は成立しません。また、各計算期日（信託終了日を含みます。）の7営業日前の日（同日を含みます。）から当該計算期日の2営業日前の日（同日を含みます。）までの期間は、本受益権の譲渡に係る約定をすることはできず、各計算期日（信託終了日を含みます。）の5営業日前の日（同日を含みます。）から当該計算期日（同日を含みます。）までの期間は、受益権原簿の名義書換請求（本受益権の譲渡及び相続による承継に基づくものを含みますがこれらに限られません。）を行うことはできません。したがって、本受益者は、本受益権を希望する時期に希望する方法で売却（又は購入）できない可能性があります。

(後略)

<訂正後>

(イ) 本受益権の譲渡方法が限定されることに関するリスク

- ・本受益権は、受託者の事前の承諾なくして譲渡することができず、その承諾は「Progmast ST」を介した譲渡のみによって行われるため、「Progmast ST」を介さずに譲渡することができません。受託者の事前承諾を得るためには、取扱金融商品取引業者に対する申請を通じ、「Progmast ST」において、受託者に対する本受益権の譲渡承諾依頼及び受益権原簿の名義書換請求を行う必要があります。これらの手続に沿った請求が行われない場合には、受託者による本受益権の譲渡の承諾は行われず、本受益権の譲渡は成立しません。また、信託終了日の5営業日前の日（同日を含みます。）から当該信託終了日（同日を含みます。）までの期間は、受益権原簿の名義書換請求（本受益権の譲渡及び相続による承継に基づくものを含みますがこれらに限られません。）を行うことはできません。したがって、本受益者は、本受益権を希望する時期に希望する方法で売却（又は購入）できない可能性があります。

（後略）

第2 証券事務の概要

1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

② 本受益者の管理等

（イ）STARTにおける譲渡

<訂正前>

（イ）STARTにおける譲渡

（前略）

- ・信託の各計算期日の7営業日前の日から当該計算期日の2営業日前までの期間はSTARTにおける売買取引が停止されます。その他投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買停止となることがあります。

（後略）

<訂正後>

（イ）STARTにおける譲渡

（前略）

- ・投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買停止となることがあります。

（後略）

③ 受益権原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

<訂正前>

③ 受益権原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

（前略）

<受益権の譲渡手続（運用期間中の換金について）>

本受益者は、各決算発表日の翌営業日以降、取扱金融商品取引業者に対し、本受益権の裏付資産である投資対象不動産に係る鑑定評価額に基づき算出された本受益権のNAV等を基準に取扱金融商品取引業者が決定する価格を譲渡価格として、本受益権の譲渡を申し込むことができます（ただし、当該譲渡価格は、STARTにおける取引価格とは異なる

る場合があります。)。ただし、当面の間、取扱金融商品取引業者は、本受益権の譲渡の申込みがあった場合、取扱金融商品取引業者が定める一定期間において、本受益権の購入を希望する投資家から本受益権の買付申込みがあった場合に限り、当該本受益権の譲渡の申込みと当該買付申込みそれぞれに係る口数の照合を行い、一致する口数についてのみ、取扱金融商品取引業者が別途定める日に売買約定を成立させる方針です。したがって、本受益者は、自己の売却申込みの条件に対応する買付申込みがないために、希望する時期に換金できない場合又は全く換金できない場合があります。また、後記「相続発生時及び大規模自然災害発生時の譲渡手続について」に定める場合は、臨時の譲渡手続が可能となる場合があります。ただし、各計算期日（信託終了日を含みます。）の5営業日前の日（同日を含みます。）から当該計算期日（同日を含みます。）までの期間は、受益権原簿の名義書換請求（本受益権の譲渡及び相続による承継並びに証券口座移管に基づくものを含みますがこれらに限られません。）を行うことはできません。なお、取扱金融商品取引業者は本受益権について、保有する受益権を第三者に取得させることが可能です。

（中略）

上記に加え、取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができますが（なお、ケネディクス株式会社による本受益権の買取手続に伴う取引を除き、STARTにおける売買取引が可能な状況においては、取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法による取引を行うことはできません。）、信託の各計算期日の7営業日前の日から当該計算期日の2営業日前までの期間はSTARTにおける売買取引が停止されます。その他に投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買取引が停止となることがあります。

（後略）

<訂正後>

③ 受益権原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

（前略）

<受益権の譲渡手続（運用期間中の換金について）>

本受益者は、各決算発表日の翌営業日以降、取扱金融商品取引業者に対し、本受益権の裏付資産である投資対象不動産に係る鑑定評価額に基づき算出された本受益権のNAV等を基準に取扱金融商品取引業者が決定する価格を譲渡価格として、本受益権の譲渡を申し込むことができます（ただし、当該譲渡価格は、STARTにおける取引価格とは異なる場合があります。）。ただし、当面の間、取扱金融商品取引業者は、本受益権の譲渡の申込みがあった場合、取扱金融商品取引業者が定める一定期間において、本受益権の購入を希望する投資家から本受益権の買付申込みがあった場合に限り、当該本受益権の譲渡の申込みと当該買付申込みそれぞれに係る口数の照合を行い、一致する口数についてのみ、取扱金融商品取引業者が別途定める日に売買約定を成立させる方針です。したがって、本受益者は、自己の売却申込みの条件に対応する買付申込みがないために、希望する時期に換金できない場合又は全く換金できない場合があります。また、後記「相続発生時及び大規模自然災害発生時の譲渡手続について」に定める場合は、臨時の譲渡手続が可能となる場合があります。ただし、信託終了日の5営業日前の日（同日を含みます。）から当該信託終了日（同日を含みます。）までの期間は、受益権原簿の名義書換請求（本受益権の譲渡及び相続による承継並びに証券口座移管に基づくものを含みますがこれらに限られません。）を行うことはできません。なお、取扱金融商品取引業者は本受益権について、保有する受益権を第三者に取得させることが可能です。

（中略）

上記に加え、取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができますが（なお、ケネディクス株式会社による本受益権の買取手続に伴う取引を除き、STARTにおける売買取引が可能な状況においては、取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法による取引を行うことはできません。）、投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買取引が停止となる場合があります。

（後略）